

## 既存ブロック塀等撤去補助金制度を開始しました

町では、安全なまちづくりを推進するため、地震による倒壊の恐れがある既存ブロック塀等の撤去を実施する所有者に費用の一部を補助します。

### 補助対象となる既存ブロック塀等

次の全ての条件に該当するもの

- ・ブロック造、組積造による塀・門柱及び万年塀のいずれか
- ・道路からの高さが0.8メートル以上
- ・下記の点検チェックポイントに不適合があること

### 補助対象者

申込み日現在で、次の条件全てに該当する方

- ・町内に既存ブロック塀等を所有している方
- ・町税等の滞納がない方

### 補助額

上限20万円として、撤去する面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じた額または撤去工事費用の3分の2のいずれか低い金額

### 申請方法

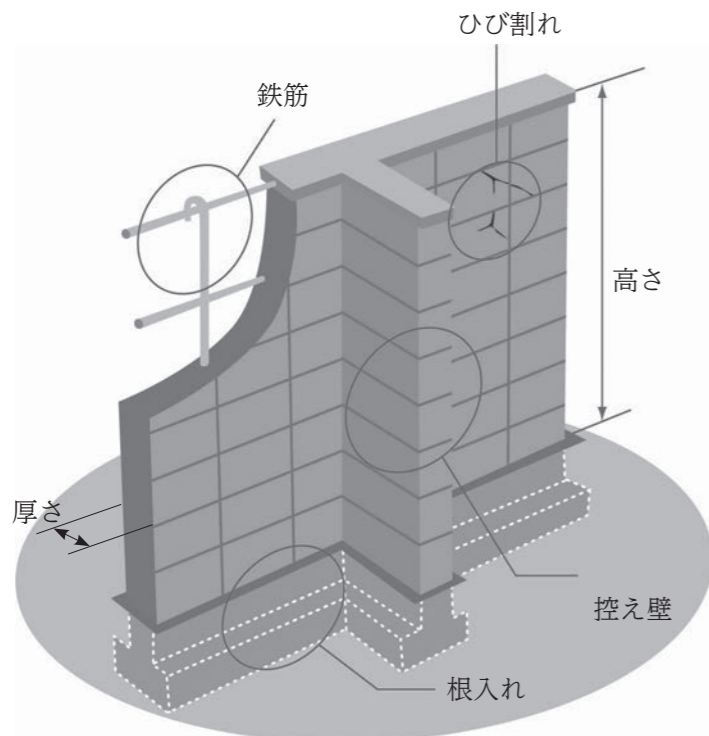
申請を希望する方は、事前に建設環境課・管理都市計画担当の窓口で対象となるかを相談してください。

### 注意事項

- ・申請前や書類審査前に着手した場合は、補助の対象外となります。
- ・予算額に達した時点で受付は終了します。
- ・その他条件がありますので、お問合せください。
- ・この制度は平成33年3月末で終了する予定です。

問 建設環境課 ☎ 65-1539

## 点検チェックポイント



- 塀は高すぎないか**  
・地盤から2.2m以下
- 塀の厚さは十分か**  
・厚さ10cm以上  
(高さ2m～2.2mの場合は15cm以上)
- 控え壁はあるか**  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上の突出した控え壁
- 基礎があるか**  
・コンクリートの基礎
- 塀は健全か**  
・傾き、ひび割れ
- 塀に鉄筋が入っているか**  
・9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm以下の間隔であり、縦筋は壁頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている  
・基礎の根入れ深さは30cm以上

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

東松山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年(2019年)10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

### 開催日時

- 5月17日(金) ① 10時～11時30分  
② 14時～15時30分  
6月17日(月) ③ 10時～11時30分  
④ 14時～15時30分

※各回とも内容は同じです。

場所 | 東松山市民文化センター 大会議室  
(東松山市六軒町5番地2)

問 東松山税務署 ☎ 22-0990  
※自動音声案内で「2」を選択

## 春の全国交通安全運動

### 実施期間

5月11日(土)から20日(月)までの10日間

### スローガン

人も車も自転車も  
安心・安全 埼玉県

### 運動重点

#### 全国重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

#### 埼玉県重点

子供と高齢者の自転車乗用中の交通事故防止

問 総務課 ☎ 65-0401

## 第二次ときがわ町観光振興計画を策定しました

町では、「ときがわ町観光振興計画(以下「第一次計画」)」の計画期間終了に伴い、「第二次ときがわ町観光振興計画」を策定しました。この計画は「観光のまちづくり」を進めるための指針として、ときがわ町の観光振興に関する施策や考え方を示しています。

第一次計画の姿勢を引き継いだ『ひとづくり・ものづくり・ことづくり』という重点事業に加え、仲間づくり・空間づくり・時間づくりの取り組みについて積極的に情報発信していくものとなりました。

計画の全文につきましては、町ホームページまたは産業観光課でご覧いただけます。

問 産業観光課 ☎ 65-1532

## 第二次ときがわ町生涯学習推進計画を策定しました

町では、現行計画の期間終了に伴い、「第二次ときがわ町生涯学習推進計画」を策定しました。この計画は、町の将来像を『人と自然の優しさにふれるまち ときがわ』と掲げた「第二次ときがわ町総合振興計画」を最上位計画とする生涯学習の部門計画として位置づけられるもので、生涯学習の取組に対する町の支援策を明示し、生涯学習社会の進展に向けて取組む基本的な行政指針となるものです。

また、町民の皆様の趣味や健康づくりなど「学び」による自己実現を目的とした生涯学習活動を推進し、その積極的な活動を支援することを目的としています。

計画の全文につきましては、町ホームページまたは生涯学習課でご覧いただけます。

問 生涯学習課 ☎ 65-2656